

グループホーム家賃助成について

1 国の家賃助成制度（特定障害者特別給付費）

- (1) 補助額：月額 10,000 円（上限）
- (2) 対象者：生活保護受給者、低所得者（市町村民税非課税世帯）
- (3) 対象事業所：全国のグループホーム
- (4) 他自治体の障害者：制度の利用可能

2 市の家賃助成制度（家賃助成加算）

- (1) 補助額：月額 27,000 円（上限）
- (2) 対象者：知的障害者及び身体障害者を主たる対象とする共同生活住居の入居者
(※生活保護利用者は生活保護費で支給されるため対象外)
- (3) 対象事業所：神奈川県内のグループホーム
- (4) 他自治体の障害者：神奈川県内で受給者証が発行されている場合に制度の利用可能

3 障害福祉サービスの実施主体について

障害福祉サービスの実施主体につきましては、原則として本人の「居住地」市町村になります。

なお、グループホームに入居する場合の実施主体は、国の居住地原則の例外として、居住地特例が適用され、入居前に居住地を有していた市町村が支給決定等の実施主体となります。

川崎市で受給者証が発行されているグループホームの利用者が、居住地を他都市に移した場合は、川崎市が引き続き実施主体となります。また、川崎市で受給者証が発行されている方が、他都市のグループホームに入居する場合についても、川崎市が引き続き実施主体となります。